

# 育児休業支援手当金について①

## 制度概要

子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合等は組合員が）、14日以上の育児休業を取得した場合に、育児休業手当金と併せて「育児休業支援手当金」を支給します。

## 支給要件

- ① 組合員が、対象期間※1内に、育児休業を通算して14日以上取得※2したこと。

※1 対象期間

ア 組合員が産後休業をしていない場合（組合員が父親又は子が養子の場合）は、「子の出生日」から起算して「56日を経過する日の翌日」までの期間。

イ 組合員が産後休業をした場合（組合員が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日又は出産予定日のうち早い日」から「子の出生日又は出産予定日のうち遅い日から起算して112日を経過する日の翌日」までの期間。

※2 令和7年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、対象期間内における4月1日以後の育児休業の期間が14日以上であることが必要となります。

- ② 組合員の配偶者※3が、子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に通算して14日以上の育児休業をしたこと。

※3 次のア～キのいずれかに該当する場合は、②の要件を満たす必要はありません。

ア 配偶者がいない（配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）

イ 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

ウ 組合員が配偶者から暴力を受け別居中

エ 配偶者が無業者

オ 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

カ 配偶者が産後休業中

キ ア～カ以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない（配偶者が日々雇用される者等、育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。）。

- ③ 雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給を受けていないこと。

## 育児休業支援手当金について②

### 支給額

#### 支給額

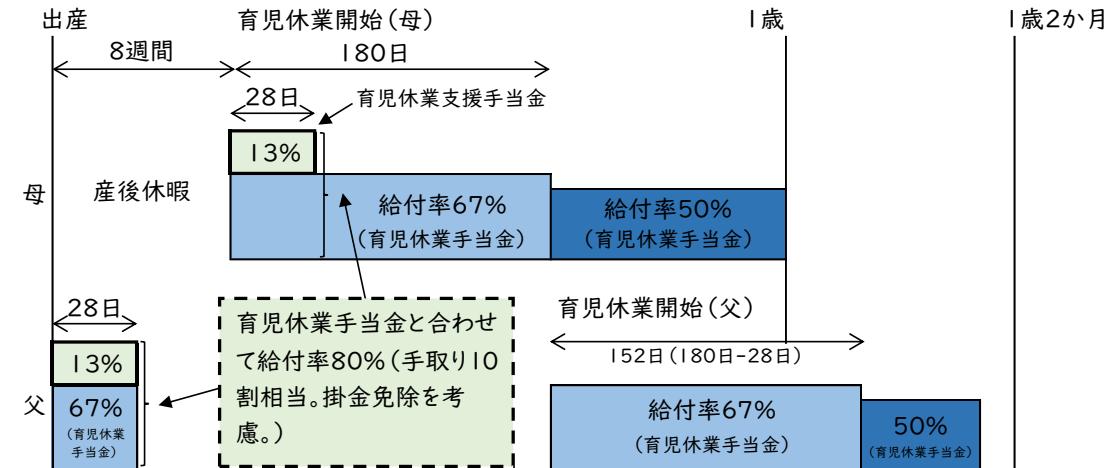
= 標準報酬日額×13% ※4

×休業期間の日数(28日が上限)※5

※4 下線部分が雇用保険法の定めによる雇用保険給付相当額を超える場合は、雇用保険給付相当額を上限とします。

※5 給付日数は、対象期間内の育児休業の期間が28日に達する日までのうち育児休業手当金が支給される休業の取得日数です。

### 支給額のイメージ



### 提出書類

育児休業支援手当金の支給を請求する場合は、支給要件②の確認のため、以下のうち必要な書類を裁判所共済組合に提出してください。

※詳細は裁判所共済組合にお問い合わせください。

① 組合員の配偶者であることを証する書類 ※世帯全員について記載された住民票の写し(続柄が記載されたもの)等

② 組合員の配偶者が育児休業をしていること又は例外要件(支給要件②※3ア～キ)に該当することを証する書類

※配偶者が支給要件②の育児休業をしている場合は、育児休業に係る辞令等

支給要件②※3アの場合は、戸籍謄(抄)本、組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類(児童扶養手当の受給を証明する書類の写し等)

支給要件②※3イの場合は、戸籍謄(抄)本等

支給要件②※3ウの場合は、裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し等

支給要件②※3エの場合は、配偶者の直近の課税証明書(収入がないことの確認)等

支給要件②※3オの場合は、配偶者の直近の課税証明書(事業所得があり、給与収入金額がないことの確認)等

支給要件②※3カの場合は、休暇簿(産後休暇を取得していることがわかるもの)の写し、母子健康手帳(出生届済証明のページ)の写し等

支給要件②※3キの場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し等

※別途、請求書の提出も必要となります。本部組合員の方については、共済本部から対象者の方に請求書を送付します。

支部組合員の方については、所属の共済組合担当者にお問い合わせください。